

特集 行政報告



# 4万人の心をついに、魅力あるまちをつくる

2月定例議会が2月27日から開かれ、立岡脩二市長と小林一征教育長が行政報告を行いました。要旨を紹介します。

## 市長部局

瀬戸内市で最も自慢できるもの、それは、4万人の素晴らしい個性を持った人が住んでいることです。

4万人の心が一つになれば、どんな困難も乗り越えていけるし、魅力あふれる瀬戸内市をつくることができます。駅伝競走のたすきをつなぐように人から人へ、時代から時代へ受け渡し、受け継いでいきましょう。

### 行政改革で財政の健全化に努力

本市の財政状況は極めて厳しい状況で、昨年10月に策定し

で、前年度と比較すると11億7、462万8千円の減、率にして8・3%減の緊縮型予算となっております。

### 税の収納確保に努力

市税の徴収率増加は、歳入の確保に必須で、本年度当初より市税徴収嘱託員2人と、収納室を中心に税務課全員で、現年度課税分の早期納付と滞納額の削減に努めています。

一般会計の滞納繰越分は、12月末での昨年度との比較の結果、収納率5・17%増の17・62%でした。滞納税額3億5千5百万円の内6千2百万円を収入しました。

国民健康保険税は、収納率1・27%増の14・57%で、滞納税額2億6千9百万円の内3千9百万円が収入済みになりました。

引き続き、滞納額の削減を図り、市民の皆さんが不公平感を感じることがないように、滞納者に対しては毅然と処分を行います。

た財政健全化計画や公債費負担適正化計画により、平成20年度から22年度にかけて、集中的に財政の健全化に取り組みます。本市の予算編成は、国の動向



安心して暮らせる魅力あふれるまちをつくりましょう

も見極めながら、財政健全化を進め、限られた財源を重点的・効率的に配分し、安全・安心のまちづくりをはじめ、福祉、環境、教育施策などの円滑な実施を引き続き行うことを、基本方針として編成しました。

一般会計の歳入のうち、市税は、課税客体、課税標準等の確な把握、平成19年度実績見込みなどから対前年比3・5%（1億5、731万円）の増を、地方交付税は、特別枠として「地方再生対策費」が創設されたことや税収の動向など

### 全国瞬時警報システム

東南海・南海地震が発生した場合、本市では、地震発生から本震が到達するまでの時間は、約50秒前後といわれています。この間に避難行動をとれば、身体、生命にかかわる被害を最小限に軽減することができます。

また、この地震により本市には、約2時間後に最大3mの津波が襲来すると予測され、津波が到達するまでに、高台などの安全な場所に避難することができれば、津波から身を守ることができます。

全国瞬時警報システム（J-ALERT）は、気象庁の緊急地震速報と連動して、消防庁から人工衛星回線を使って、警報が瞬時に出力されるシステムです。市の防災行政無線システムでこの信号をキャッチし、同報無線を自動的に起動。住民の皆さんに直ちに地震情報を、防災行政無線の音声放送とサイレンとで知らせ、避難を呼び掛けることができます。

### 定住促進プロジェクトチームを設置

定住促進について、市の方針を検討すべく、昨年11月に職員によるプロジェクトチームを設置しました。

市内企業に市外から通勤している人、転入した人、市職員、ホームページでアンケートを実施し、そのデータをもとに検討を重ねてきました。その結果、本市の課題や方向性が見えてきました。①すぐ行うことが必要なもの ②少し検討が必要なもの ③さらに高度な課題の3ステップに分けて、進めていきます。

### 市内の公共交通機関の検討

高齢化、定住、地球温暖化などの対策の面から見ると、公共交通機関などの充実が社会的に必要なことで、市民のニーズも高まっています。

これらへの対応を検討するため、本年2月に瀬戸内市公共交通機関等検討プロジェクトチ



から、対前年比6・1%（2億5千万円）の増を見込んでいます。

歳出では、全国瞬時警報システム整備事業費、市道南北線新設事業費、教育施設の耐震化に伴う調査経費や防災対策事業、子育て支援など本市の行政課題に対応していくための経費を計上しています。

こうした経費の財源を捻出するため、事務事業の見直しや人件費の削減、投資的経費の抑制などの取り組みを行いました。しかし、財源不足の解消に至らず、不足する財源は、財政調整基金の取り崩しにより対応しています。

この結果、一般会計予算は129億5、977万3千円

ムを設置。今後、市内の現状把握、問題の洗い出しなどを行い、必要に応じて国土交通省、岡山県、各事業者などと連携していきます。

### 岡山県後期高齢者医療の保険料軽減措置

75歳以上の高齢者を対象とする医療制度は、「老人保健」に代わり「後期高齢者医療」が平成20年度から開始されます。

所得の低い人への保険料の軽減措置は、「均等割額」について国民健康保険税と同様に、7割・5割・2割の軽減措置があります。

また、健康保険・共済組合などの被保険者であった人は、特例として本年4月から9月までの6カ月間は保険料を徴収せず、10月から来年3月までの6カ月間は、均等割額が9割軽減されます。その後も1年間は5割軽減となり、さらに2年間は所得割額がかからないことになっています。